

岩手県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成27年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町山田地区及び織笠地区
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年10月25日から平成28年7月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量・水準測量）